

被扶養者の認定基準について

がん研究会健康保険組合

① 国内居住要件

令和 2 年 4 月より認定条件に国内居住要件が追加され、**住民票が日本国内にあることが必須**となりました。

➤ 国内居住要件の例外

被扶養者として認められる	1. 外国に留学をする学生 2. 外国に赴任する被保険者に同行する者 3. 観光や保養、ボランティア活動等、就労以外の目的で一時的に海外渡航する者 4. 被保険者の外国赴任中に当該被保険者と身分関係が生じた者(婚姻、出生等) 5. 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
被扶養者として認められない	住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していない等、明らかに日本での居住実態がない者

② 収入限度額

被扶養者の年齢	年間収入	月額収入
60 歳未満	130 万円未満	108,334 円未満
60 歳以上	180 万円未満	150,000 円未満
19 歳以上 23 歳未満(被保険者の配偶者除く)※	150 万円未満	125,000 円未満

※ 令和 7 年度の税制改正により、19 歳以上 23 歳未満の健康保険の被扶養者について、年間収入の認定要件が変更されました。

※ 年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)については、当該年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。

- 収入とは給与収入(**控除前総支給額/交通費含**)・年金収入・事業収入・不動産収入・利子/配当収入
副業収入・農業収入・失業給付金・傷病手当金・出産手当金などが該当します。
- 自営業の方の事業収入については、総収入から必要経費を控除した額で判断します。必要経費とは、その費用なしでは事業が成り立たない経費のことを指し、どの費用を必要経費として認めるかは健康保険組合に委ねられています。税法上で認められている経費の考え方とは異なります。

③ 被保険者との世帯関係

世帯関係	収入
被保険者と被扶養者が同居	被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満 であること
被保険者と被扶養者が別居	被扶養者の年間収入が被保険者からの 仕送り金額未満 であること

- 別居の場合、被保険者からの仕送りによって生活が維持されていることが認定の条件となり、原則として **毎月仕送りをしている** ことが必要となります。
- 被保険者が別居の家族に対して、住居費や水道光熱費を被保険者名義で支払っている場合も仕送りとして認められます。別居家族の住所と支払い対象の住居地が一致している場合、下記書類の提出で仕送りとして認められます。
 - 住居費
 - ・振込先が記載されている賃貸契約書等写し
 - ・被保険者名と振込先が確認できる振り込みした際の金融機関取扱書類写し
 - 水道光熱費
 - ・契約人が被保険者であることと振込先が記載されている請求明細書写し
 - ・被保険者名と振込先が確認できる振り込みした際の金融機関取扱書類写し
- 仕送りは金融機関を通しての振込、現金書留による送付等、**被保険者から被扶養者への送金が証明できる方法** であることが必要となります。**現金の手渡しは認められません**。資格確認の際には、確認書類の提出が必要となりますので、必ず記録に残る方法でお願いいたします。提出できない場合は仕送りがされていないものとみなし、遡って扶養削除となる場合があります。
- 長期出張・単身赴任・入院・療養施設への入所などの一時的な別居は同居とみなします。
- 同居、別居にかかわらず被保険者以外で他に扶養できるご家族がいる場合、その方が扶養できない理由を確認させていただきます。

<子どもの扶養について>

被保険者に配偶者が居る場合は、被保険者の収入が配偶者の収入を上回っていることが条件となります(夫婦共同扶養)。